

一宮町手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月15日

一宮町長

馬淵 昌也



一宮町条例第 1 号

一宮町手数料徴収条例の一部を改正する条例

一宮町手数料徴収条例（平成12年一宮町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「抄本」の次に「の交付」を、「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同条第2号中「若しくは」を「又は」に改め、同条中第24号を第26号とし、第20号から第23号までを2号ずつ繰り下げ、第19号の2を第21号の2とし、第19号を第21号とし、第18号の3を第20号の3とし、第18号の2を第20号の2とし、第18号を第20号とし、第7号から第17号までを2号ずつ繰り下げ、同条第6号中「書類の閲覧手数料 書類1件につき」を「書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務手数料 書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「又は」を「の交付、」に改め、「交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同号を同条第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

(6) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行

(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。) 除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円

第2条第4号を同条第5号とし、同条第3号中「抄本」の次に「の交付」を、「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行

(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。))により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。) 戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分に付す。

令和6年2月15日

一宮町長 馬淵 昌也